○内閣府告示第千四百十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成三十年内閣府告示第六十七号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成三十年六月十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　愛知県国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　愛知県　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業、特定非営利活動法人設立促進事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業及び国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

○内閣府告示第千四百十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成三十年内閣府告示第六号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成三十年六月十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　沖縄県国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　沖縄県　国際観光イノベーション特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、地域農畜産物利用促進事業及び国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

○金融庁告示第三十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成三十年十二月三十一日まで適用する。

平成三十年六月二十八日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成三十年十二月三十一日まで適用する。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成三十年六月三十日まで適用する。

○外務省告示第二百二十号

平成三十年六月八日にワシントンで、太陽観測衛星（ＳＯＬＡＲ－Ｂ）計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の有効期間の延長に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成三十年六月二十八日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千五年六月十日付けの交換公文によって行われ、二千十三年六月十日から五年間延長された国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の太陽観測衛星（ＳＯＬＡＲ－Ｂ）計画（以下「計画」という。）に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極（以下「現行取極」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、並びに延長され、及び改正された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に留意し、また、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文が計画に適用されることを再確認して、現行取極を二千十八年六月十日から七年間延長することを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年六月八日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使に代わる

佐々山拓也

アメリカ合衆国

国務長官　マイク・ポンペオ閣下

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年六月八日にワシントンで

アメリカ合衆国

国務長官に代わる

ケネス・ホジキンス

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使　杉山晋輔閣下

○外務省告示第二百二十一号

平成三十年六月十四日にネーピードーで、金融市場インフラ整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　金融市場インフラ整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五十五億四千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年八月三十一日

4　署名者

日本側　丸山市郎在ミャンマー大使

ミャンマー側　セッ・アウン計画・財務副大臣

平成三十年六月二十八日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第二百二十二号

平成三十年五月二十九日に東京で、ワーキング・ホリデー制度に関する次の口上書の交換がアイスランド政府との間に行われた。同口上書にいう措置は、平成三十年九月一日から実施される。

平成三十年六月二十八日

外務大臣　河野　太郎